

## 令和2年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年5月27日（水）午前9時58分から10時33分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第12号 非農地証明願について

第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がお揃いですので、ただいまより令和2年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、1番原亜由

美委員、2番信高昭男委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第11号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第11号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]外2筆で申請理由は贈与です。登記地目、現況地目ともに田となっており、合計面積は4,617㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月16日に譲受人立会いのもと、担当委員の三谷委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料19ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、17ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は5ページにもありますとおり、申請農地を含めまして9,127㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地付近の農地を既に管理しており、自宅も近く、また水稻栽培の実績もあることから、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月16日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第11号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第11号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第12号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、20ページをご覧ください。議案第12号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、5月7日に担当委員の三谷委員と事務局都築及び平石で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は平成14年頃から耕作が行われておらず、申請者が相続した際には既に荒れていたとのことで、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第12号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は竹や雑草で原野化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第12号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。

今回の諮問案件8件の内1件について、                    委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、                    委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、                    委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

(                    委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は27ページからとなります。利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は          地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行っており、また耕作の実績もあることから、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号については、当該農地は相続未登記農地ですが、権利を有するものの過半の同意が得られており、また貸借期間も20年以内ですので、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

(退場している [ ] 委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは [ ] 委員を正会に復帰させます。

( [ ] 委員、正会に復帰)

引き続き日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく大豊町農用地利用集積計画について、事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、残りの利用権設定ですが、残り7件のうち新規設定が2件、再設定が5件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。7件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、すべての案件ともに継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、すべての案件とも借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、いずれの借受人も同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。ロの法人である場合についても、法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められることから、問題ないと思われまます。

第4号については、当該農地は貸付人の所有地であるもの、また相続未登記農地についても権利を有する者の過半の同意が得られており、問題ありません。

以上、7件すべてが農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

[議長]

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、その他の件について、事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

- ・ 6月の農業委員会総会の日程について（6月24日水曜日午前10時からを予定）
- ・ 農業者年金加入推進活動計画及び加入推進部長の選任について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1番 \_\_\_\_\_

署名委員 2番 \_\_\_\_\_